

沖縄県水産海洋技術センター移転に伴う物品等移設業務にかかる一般競争入札説明書

沖縄県水産海洋技術センター移転に伴う物品移設業務の実施について地方自治法第234条第1項の規定により、一般競争入札を次のとおり実施する。

沖縄県水産海洋技術センター
所長 山本 隆司

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 事業名 沖縄県水産海洋技術センター移転に伴う物品等移設業務
- (2) 事業期間 契約締結の日から平成25年7月31日まで
- (3) 内容 別添仕様書のとおり

2 入札日時及び場所

- (1) 入札日時 平成25年7月10日(水)午後2時から
- (2) 入札場所 沖縄県水産海洋技術センター
沖縄県糸満市西崎1-3-1 TEL 098-994-4304 FAX 098-992-3142

3 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札参加資格 次のアからキの要件を全て満たす法人
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
(注)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
 - イ 営業年数が平成25年4月1日現在において10年以上であること。
 - ウ 資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が5,000万円以上であること。
 - エ 従業員の数が50人以上であること。
 - オ 会社更生法(平成15年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
 - カ 沖縄県水産海洋技術センターにより一般競争入札参加資格を与えられた者であること。
 - キ 沖縄県内に営業拠点が存在すること。

4 申請の方法等

(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の(以下「入札参加資格」という)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下、申請書という。)を**平成25年7月2日午後5時**までに直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書……………【様式1】

イ 登記事項証明書

ウ 直近の貸借対照表、損益計算書その他財産及び損益の状況を示す書類

エ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の事業税に関し滞納がないことを証明する書類

オ 直近10年間の業務実績書

(2) 沖縄県水産海洋技術センター 所在地 〒901-0305 沖縄県糸満市西崎1-3-1
TEL 098-994-4304 FAX 098-992-3142

(3) 申請書に使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵便により通知する。

6 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から平成26年3月31日までとする。

7 入札参加資格の取消し等

(1) 入札参加資格の取消し等

入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

(2) 入札参加資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

8 入札参加資格の適用範囲

この公告で定める入札参加資格は、沖縄県水産海洋技術センター移転に伴う物品移設業務に係る一般競争入札に限り、適用する。

9 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を平成25年7月9日午後5時までに沖縄県水産海洋技術センター(沖縄県糸満市西崎1-3-1)に納付すること。ただし、次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国または沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

10 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (5) 入札条件に違反した入札
- (6) 連合その他不正の行為があった入札

11 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をしたものを落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 沖縄県水産海洋技術センター
- (2) 所在地 沖縄県糸満市西崎1-3-1 TEL 098-994-4304 FAX 098-992-3142

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

14 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、2(2)の場所へ持参すること。
- (2) 最低制限価格 設定しない。
- (3) 契約保証金

落札後、契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第 101 条及び契約書の定めるところにより、契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めなければならない。ただし財務規則 101 条第 2 項に該当すると認められるものは免除される。

財務規則第 101 条第 2 項

前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去 2 箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。